

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成30年12月20日

【会社名】 セントラルフォレストグループ株式会社

【英訳名】 Central Forest Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 永津 嘉人

【本店の所在の場所】 名古屋市熱田区川並町4番8号

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社トーカン
取締役専務執行役員 神谷 亨
国分中部株式会社
常務執行役員 経営統括部長兼人事総務部長兼経理財務部長
佐野 康夫

【最寄りの連絡場所】 株式会社トーカン
名古屋市熱田区川並町4番8号
国分中部株式会社
名古屋市北区浪打町二丁目35番地

【電話番号】 株式会社トーカン
(052)681-8218
国分中部株式会社
(052)911-3161

【事務連絡者氏名】 株式会社トーカン
取締役専務執行役員 神谷 亨
国分中部株式会社
常務執行役員 経営統括部長兼人事総務部長兼経理財務部長
佐野 康夫

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 22,976,097,831円
(注)本訂正届出書提出日において未確定であるため、株式会社トーカン(以下「トーカン」といいます。)及び国分中部株式会社(以下「国分中部」といいます。)の最近事業年度末日(トーカンは平成30年9月30日、国分中部は平成29年12月31日)における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年12月3日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、トークン及び国分中部（以下、総称して「両社」といいます。）の各株主総会（トークンは平成30年12月19日に開催された定時株主総会、国分中部は平成30年12月19日に開催された臨時株主総会）において株式移転計画が承認されたこと、平成30年12月19日にトークンの有価証券報告書が提出されたこと、平成30年12月20日にトークンの臨時報告書が提出されたことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、当該箇所を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

また、両社それぞれの株主総会の議事録の写しと、平成30年12月19日開催のトークンの定時株主総会において、定款の一部変更が決議されたことにより、平成30年12月3日に提出いたしました有価証券届出書の添付書類である定款を変更しましたので、変更後の定款の写しを添付書類として追加いたします。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法

第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報

第1 組織再編成(公開買付け)の概要

- 1 組織再編成の目的等
- 3 組織再編成に係る契約
- 6 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利
- 7 組織再編成に関する手続

第2 統合財務情報

第三部 企業情報

第1 企業の概況

- 2 沿革
- 4 関係会社の状況

第2 事業の状況

- 1 業績等の概要
- 2 生産、受注及び販売の状況
- 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- 4 事業等のリスク
- 5 経営上の重要な契約等
- 6 研究開発活動
- 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第3 設備の状況

- 1 設備投資等の概要
- 2 主要な設備の状況
- 3 設備の新設、除却等の計画

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
 - (5) 所有者別状況
 - (6) 議決権の状況
 - 発行済株式
- 3 配当政策
- 5 役員の状況
- 6 コーポレート・ガバナンスの状況等
 - (1) コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

- 1 連結財務諸表等
- 2 財務諸表等
 - (1) 財務諸表
 - (2) 主な資産及び負債の内容

第四部 特別情報

第1 提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表

- 1 貸借対照表
- 2 損益計算書
- 3 株主資本等変動計算書
- 4 キャッシュ・フロー計算書

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

- (1) 組織再編成対象会社が提出した書類
 - 有価証券報告書及びその添付書類
 - 四半期報告書又は半期報告書
 - 臨時報告書
 - 訂正報告書

第六部 株式公開情報

第3 株主の状況

- < 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >
< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

(添付書類の追加)

- トークンの定時株主総会の議事録の写し
国分中部の臨時株主総会の議事録の写し
トークンの定款の写し

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	8,860,409株 (注) 1, 2, 3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式であり、単元株式は100株であります。 (注) 4

(注) 1. 普通株式は、平成30年11月8日に開催されたトークン及び国分中部(以下、総称して「両社」といいます。)の各取締役会決議(株式移転計画の作成承認、株主総会への付議)及び両社の各株主総会(トークンは平成30年12月19日開催予定の定時株主総会、国分中部は平成30年12月19日開催予定の臨時株主総会)の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定であります。

2. ~ 4. 省略

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	8,860,409株 (注) 1, 2, 3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式であり、単元株式は100株であります。 (注) 4

(注) 1. 普通株式は、平成30年11月8日に開催されたトークン及び国分中部(以下、総称して「両社」といいます。)の各取締役会決議(株式移転計画の作成承認、株主総会への付議)及び両社の各株主総会(トークンは平成30年12月19日に開催された定時株主総会、国分中部は平成30年12月19日に開催された臨時株主総会)の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定であります。

2. ~ 4. 省略

2 【募集の方法】

(訂正前)

株式移転によることとします。(注) 1, 2

(注) 1. 普通株式は、当社が本株式移転に際して両社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における両社の株主に、トークン普通株式1株に対して1株、国分中部普通株式1株に対して1.5株の割合で割当て交付いたします。

各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。両社の最近事業年度末日(トークンは平成30年9月30日、国分中部は平成29年12月31日)現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額は22,976,097,831円であり、発行価額の総額のうち1,600,000,000円が資本金に組み入れられます。

2. 省略

(訂正後)

株式移転によることとします。(注) 1, 2

(注) 1. 普通株式は、当社が本株式移転に際して両社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における両社の株主に、トークン普通株式1株に対して1株、国分中部普通株式1株に対して1.5株の割合で割当て交付いたします。

各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本訂正届出書提出日において未確定であります。両社の最近事業年度末日(トークンは平成30年9月30日、国分中部は平成29年12月31日)現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額は22,976,097,831円であり、発行価額の総額のうち1,600,000,000円が資本金に組み入れられます。

2. 省略

第二部 【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】

1 【組織再編成の目的等】

1．経営統合の目的及び理由

(訂正前)

前略

2．提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

中略

提出会社の企業集団の概要

当社設立後の当社と両社の状況は以下のとおりです。

両社は、各社株主総会による承認を前提として、平成31年4月1日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

後略

(訂正後)

前略

2．提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

中略

提出会社の企業集団の概要

当社設立後の当社と両社の状況は以下のとおりです。

両社は、平成31年4月1日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

後略

3 【組織再編成に係る契約】

(訂正前)

1．株式移転計画の内容の概要

両社は、それぞれの定時株主総会及び臨時株主総会による承認を条件として、平成31年4月1日(予定)をもって、当社を完全親会社とし、両社を完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を、平成30年11月8日開催の各社取締役会の決議に基づいて共同で作成いたしました。

また、両社は同日付で、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる当社を設立して経営統合することにつき合意する経営統合契約(以下「本統合契約」といいます。)を締結しております。

本株式移転計画及び本統合契約に基づき、トークン普通株式1株に対して1株、国分中部普通株式1株に対して1.52株をそれぞれ割当て交付いたします。本株式移転計画においては、両社の各株主総会(トークンは平成30年12月19日開催予定の定時株主総会、国分中部は平成30年12月19日開催予定の臨時株主総会)において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています(詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。)

後略

(訂正後)

1. 株式移転計画の内容の概要

両社は、平成31年4月1日(予定)をもって、当社を完全親会社とし、両社を完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を、平成30年11月8日開催の各社取締役会の決議に基づいて共同で作成いたしました。

また、両社は同日付で、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる当社を設立して経営統合することにつき合意する経営統合契約(以下「本統合契約」といいます。)を締結しております。

本株式移転計画及び本統合契約に基づき、トークン普通株式1株に対して1株、国分中部普通株式1株に対して1.52株をそれぞれ割当て交付いたします。本株式移転計画に定めるところにより、両社の各株主総会(トークンは平成30年12月19日に開催された定時株主総会、国分中部は平成30年12月19日に開催された臨時株主総会)において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が行われております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています(詳細につきましては、後記「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。)

後略

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(訂正前)

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

両社の株主が、その有するトークンの普通株式、国分中部の普通株式につき、トークン又は国分中部に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、両社の各株主総会(トークンは平成30年12月19日開催予定の定時株主総会、国分中部は平成30年12月19日開催予定の臨時株主総会)に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれトークン又は国分中部に対して通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、トークン又は国分中部が、上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

トークン

議決権の行使の方法としては、平成30年12月19日開催予定の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、トークンの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、トークンに提出する必要があります。)。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成30年12月18日午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、トークンに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、上記定時株主総会の日から3日前までに、トークンに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、トークンは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

国分中部

議決権の行使の方法としては、平成30年12月19日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、国分中部の出席株主を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、国分中部に提出する必要があります。)

後略

(訂正後)

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

両社の株主が、その有するトークンの普通株式、国分中部の普通株式につき、トークン又は国分中部に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、両社の各株主総会(トークンは平成30年12月19日に開催された定時株主総会、国分中部は平成30年12月19日に開催された臨時株主総会)に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれトークン又は国分中部に対して通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、トークン又は国分中部が、上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

トークン

議決権の行使の方法としては、平成30年12月19日に開催された定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、トークンの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、トークンに提出する必要があります。)。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成30年12月18日午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、トークンに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、上記定時株主総会の日から3日前までに、トークンに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、トークンは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

国分中部

議決権の行使の方法としては、平成30年12月19日に開催された臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、国分中部の出席株主を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、国分中部に提出する必要があります。)

後略

7 【組織再編成に関する手続】

(訂正前)

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、トークンにおいては国分中部の、国分中部においてはトークンの最終事業年度に係る計算書類等の内容、トークンにおいては国分中部の、国分中部においてはトークンの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象、並びにトークンにおいてはトークンの、国分中部においては国分中部の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を記録した書面を、両社の本店に平成30年12月4日よりそれぞれ備え置く予定であります。

中略

2．株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

経営統合に関する基本合意書の取締役会決議(両社)	平成30年7月9日
基本合意書締結(両社)	平成30年7月9日
統合契約書締結及び株式移転計画書作成の承認取締役会決議(両社)	平成30年11月8日
統合契約書締結及び株式移転計画書作成(両社)	平成30年11月8日
本株式移転計画承認株主総会決議(両社)	平成30年12月19日(予定)
上場廃止日(トークン)	平成31年3月27日(予定)
当社設立登記日、名古屋証券取引所への上場日(株式移転効力発生日)	平成31年4月1日(予定)

上記は本届出書提出日現在の予定であり、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社で協議し合意の上で日程を変更することがあります。

3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法 株式について

両社の株主が、その有するトークンの普通株式又は国分中部の普通株式につき、トークン又は国分中部に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、両社の各株主総会(トークンは平成30年12月19日開催予定の定時株主総会、国分中部は平成30年12月19日開催予定の臨時株主総会)に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれトークン又は国分中部に対して通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、トークン又は国分中部が、上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権及び新株予約権付社債について

両社は、本届出書提出日現在において、いずれも新株予約権又は新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(訂正後)

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、トークンにおいては国分中部の、国分中部においてはトークンの最終事業年度に係る計算書類等の内容、トークンにおいては国分中部の、国分中部においてはトークンの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象、並びにトークンにおいてはトークンの、国分中部においては国分中部の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を記録した書面を、両社の本店に平成30年12月4日よりそれぞれ備え置いております。

中略

2. 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

経営統合に関する基本合意書の取締役会決議(両社)	平成30年7月9日
基本合意書締結(両社)	平成30年7月9日
統合契約書締結及び株式移転計画書作成の承認取締役会決議(両社)	平成30年11月8日
統合契約書締結及び株式移転計画書作成(両社)	平成30年11月8日
本株式移転計画承認株主総会決議(両社)	平成30年12月19日
上場廃止日(トークン)	平成31年3月27日(予定)
当社設立登記日、名古屋証券取引所への上場日(株式移転効力発生日)	平成31年4月1日(予定)

上記は本訂正届出書提出日現在での予定であり、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社で協議し合意の上で日程を変更することがあります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
株式について

両社の株主が、その有するトークンの普通株式又は国分中部の普通株式につき、トークン又は国分中部に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、両社の各株主総会(トークンは平成30年12月19日に開催された定時株主総会、国分中部は平成30年12月19日に開催された臨時株主総会)に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれトークン又は国分中部に対して通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、トークン又は国分中部が、上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権及び新株予約権付社債について

両社は、本訂正届出書提出日現在において、いずれも新株予約権又は新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

(訂正前)

1. 当社

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありません。

2. 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社には本届出書提出日現在において財務情報はありますが、当社の完全子会社となるトークンの最近連結会計年度及び国分中部の最近事業年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」を合算すると、以下のとおりとなります。もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載であることにご留意下さい。また、「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」以外の指標等については、単純合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

中略

3. 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となる両社の主要な経営指標等は、それぞれ以下のとおりです。ただし、トークンの経営指標のうち、第69期については有価証券報告書の提出前であり金融商品取引法上の監査証明を受けておりません。また、国分中部は非上場企業であるため、その経営指標等の全てについて、金融商品取引法上の監査を受けておりません。

後略

(訂正後)

1. 当社

当社は新設会社であるため、本訂正届出書提出日現在において財務情報はありません。

2. 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社には本訂正届出書提出日現在において財務情報はありますが、当社の完全子会社となるトークンの最近連結会計年度及び国分中部の最近事業年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」を合算すると、以下のとおりとなります。もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載であることにご留意下さい。また、「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」以外の指標等については、単純合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

中略

3. 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となる両社の主要な経営指標等は、それぞれ以下のとおりです。ただし、国分中部は非上場企業であるため、その経営指標等の全てについて、金融商品取引法上の監査を受けておりません。

後略

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

2 【沿革】

(訂正前)

- 平成30年7月9日 両社は、各取締役会において、共同で株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて経営統合に関する基本合意書の締結を決議いたしました。
- 平成30年11月8日 両社は、各取締役会において、経営統合に関する基本合意書に基づき、それぞれの株主総会の承認を前提として、本株式移転に係る株式移転計画書の作成及び経営統合契約書の締結を決議いたしました。
- 平成30年12月19日 両社の各株主総会(トークンは定時株主総会、国分中部は臨時株主総会)において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定であります。
- 平成31年4月1日 両社が株式移転の方法により当社を設立する予定であります。また、当社の普通株式を名古屋証券取引所市場第二部に上場する予定であります。

なお、当社の完全子会社となる両社の沿革につきましては、以下のとおりであります。

トークン

トークンの有価証券報告書(平成29年12月19日提出)をご参照下さい。

後略

(訂正後)

- 平成30年7月9日 両社は、各取締役会において、共同で株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて経営統合に関する基本合意書の締結を決議いたしました。
- 平成30年11月8日 両社は、各取締役会において、経営統合に関する基本合意書に基づき、それぞれの株主総会の承認を前提として、本株式移転に係る株式移転計画書の作成及び経営統合契約書の締結を決議いたしました。
- 平成30年12月19日 両社の各株主総会(トークンは定時株主総会、国分中部は臨時株主総会)において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議いたしました。
- 平成31年4月1日 両社が株式移転の方法により当社を設立する予定であります。また、当社の普通株式を名古屋証券取引所市場第二部に上場する予定であります。

なお、当社の完全子会社となる両社の沿革につきましては、以下のとおりであります。

トークン

トークンの有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

後略

4 【関係会社の状況】

(訂正前)

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる両社それぞれの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 (1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」をご参照下さい。

(訂正後)

当社は新設会社でありますので、本訂正届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる両社それぞれの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 (1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」をご参照下さい。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの業績等の概要につきましては有価証券報告書(平成29年12月19日提出)及び四半期報告書(平成30年2月14日、平成30年5月14日及び平成30年8月10日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの業績等の概要につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

2 【生産、受注及び販売の状況】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの生産、受注及び販売の状況につきましては有価証券報告書(平成29年12月19日提出)及び四半期報告書(平成30年2月14日、平成30年5月14日及び平成30年8月10日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの生産、受注及び販売の状況につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等につきましては有価証券報告書(平成29年12月19日提出)及び四半期報告書(平成30年2月14日、平成30年5月14日及び平成30年8月10日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

4 【事業等のリスク】

(訂正前)

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により両社の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は平成31年4月1日を目指しており、現在経営統合に向けた準備を両社で進めていますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・関係当局の許認可や承認が得られない、又は遅延するリスク
- ・株主総会で本株式移転計画の承認が得られないリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な変化、金融市場の混乱等により予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

(2) トークンの事業等のリスク

トークングループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本届出書提出日現在においてトークンが判断したものであります。

中略

(3) 国分中部の事業等のリスク

国分中部の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本届出書提出日現在において国分中部が判断したものであります。

後略

(訂正後)

当社は本訂正届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により両社の完全親会社となるため、当社の設立後は本訂正届出書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本訂正届出書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は平成31年4月1日を目指しており、現在経営統合に向けた準備を両社で進めていますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・関係当局の許認可や承認が得られない、又は遅延するリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な変化、金融市場の混乱等により予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

(2) トーカンの事業等のリスク

トークングループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本訂正届出書提出日現在においてトークンが判断したものであります。

中略

(3) 国分中部の事業等のリスク

国分中部の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本訂正届出書提出日現在において国分中部が判断したものであります。

後略

5 【経営上の重要な契約等】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となるトークンの経営上の重要な契約等につきましては有価証券報告書(平成29年12月19日提出)及び四半期報告書(平成30年2月14日、平成30年5月14日及び平成30年8月10日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となるトークンの経営上の重要な契約等につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

6 【研究開発活動】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの研究開発活動につきましては有価証券報告書(平成29年12月19日提出)及び四半期報告書(平成30年2月14日、平成30年5月14日及び平成30年8月10日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、該当事項はありません。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの研究開発活動につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては有価証券報告書(平成29年12月19日提出)及び四半期報告書(平成30年2月14日、平成30年5月14日及び平成30年8月10日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(訂正前)

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるトークンの設備投資等の概要につきましては有価証券報告書(平成29年12月19日提出)及び四半期報告書(平成30年2月14日、平成30年5月14日及び平成30年8月10日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

(訂正後)

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるトークンの設備投資等の概要につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

2 【主要な設備の状況】

(訂正前)

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるトークンの主要な設備の状況につきましては有価証券報告書(平成29年12月19日提出)及び四半期報告書(平成30年2月14日、平成30年5月14日及び平成30年8月10日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

(訂正後)

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるトークンの主要な設備の状況につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

3 【設備の新設、除却等の計画】

(訂正前)

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるトークンの設備の新設、除却等の計画につきましては有価証券報告書(平成29年12月19日提出)及び四半期報告書(平成30年2月14日、平成30年5月14日及び平成30年8月10日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

(訂正後)

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるトークンの設備の新設、除却等の計画につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(5) 【所有者別状況】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるトークンにおいては平成30年9月30日現在の、国分中部においては平成29年12月31日現在の所有者別状況につきましては、以下のとおりです。

後略

(訂正後)

当社は新設会社であるため、本訂正届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるトークンにおいては平成30年9月30日現在の、国分中部においては平成29年12月31日現在の所有者別状況につきましては、以下のとおりです。

後略

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるトークンにおいては平成30年9月30日現在の、国分中部においては平成29年12月31日現在の議決権の状況につきましては、以下のとおりです。

後略

(訂正後)

当社は新設会社であるため、本訂正届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるトークンにおいては平成30年9月30日現在の、国分中部においては平成29年12月31日現在の議決権の状況につきましては、以下のとおりです。

後略

3 【配当政策】

(訂正前)

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社が新設会社であるため、未定であります。

また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により平成31年4月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

後略

(訂正後)

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社が新設会社であるため、未定であります。

また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により平成31年4月1日に設立予定であるため、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

後略

5 【役員の状況】

(訂正前)

前略

(注) 1. ~ 3. 省略

4. 所有するトークン及び国分中部の株式数は、本届出書提出日現在の所有状況に基づき記載しております。また割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。よって、当社が設立される日の直前までに、所有する両社の株式数及び割り当てられる当社の株式数は変動することがあります。

5. 役名及び職名は、本届出書提出日現在において予定される役職名を記載しております。

(訂正後)

前略

(注) 1. ~ 3. 省略

4. 所有するトークン及び国分中部の株式数は、本訂正届出書提出日現在の所有状況に基づき記載しております。また割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。よって、当社が設立される日の直前までに、所有する両社の株式数及び割り当てられる当社の株式数は変動することがあります。

5. 役名及び職名は、本訂正届出書提出日現在において予定される役職名を記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

本株式移転後の当社のコーポレート・ガバナンスに関する事項のうち、本届出書提出日現在において予定されている事項は以下のとおりです。その他の事項については、当社は新設する会社であるため、未定です。

後略

(訂正後)

本株式移転後の当社のコーポレート・ガバナンスに関する事項のうち、本訂正届出書提出日現在において予定されている事項は以下のとおりです。その他の事項については、当社は新設する会社であるため、未定です。

後略

第5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

(訂正前)

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの経理の状況につきましては有価証券報告書(平成29年12月19日提出)及び四半期報告書(平成30年2月14日、平成30年5月14日及び平成30年8月10日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、該当する連結子会社がなく連結財務諸表等は作成してありません。

(訂正後)

当社は新設会社であり、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの経理の状況につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、該当する連結子会社がなく連結財務諸表等は作成してありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

(訂正前)

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの経理の状況につきましては有価証券報告書(平成29年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、後記「(3) その他」をご参照下さい。

(訂正後)

当社は新設会社であり、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの経理の状況につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、後記「(3) その他」をご参照下さい。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

(訂正前)

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの経理の状況につきましては有価証券報告書(平成29年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、後記「(3) その他」をご参照下さい。

(訂正後)

当社は新設会社であり、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの経理の状況につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、後記「(3) その他」をご参照下さい。

第四部 【特別情報】

第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

(訂正前)

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

(訂正後)

当社は新設会社であり、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

(訂正前)

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

(訂正後)

当社は新設会社であり、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

(訂正前)

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

(訂正後)

当社は新設会社であり、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

(訂正前)

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

(訂正後)

当社は新設会社であり、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

(訂正前)

トークン

事業年度 第68期(自平成28年10月1日 至平成29年9月30日) 平成29年12月19日東海財務局長に提出。

国分中部

該当事項はありません。

(訂正後)

トークン

事業年度 第69期(自平成29年10月1日 至平成30年9月30日) 平成30年12月19日東海財務局長に提出。

国分中部

該当事項はありません。

【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

トークン

() 事業年度 第69期第1四半期(自平成29年10月1日 至平成29年12月31日)

平成30年2月14日東海財務局長に提出。

() 事業年度 第69期第2四半期(自平成30年1月1日 至平成30年3月31日)

平成30年5月14日東海財務局長に提出。

() 事業年度 第69期第3四半期(自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)

平成30年8月10日東海財務局長に提出。

国分中部

該当事項はありません。

(訂正後)

トークン

該当事項はありません。

国分中部

該当事項はありません。

【臨時報告書】

(訂正前)

トークン

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成30年12月3日)までに、以下の臨時報告書を提出

() 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

平成29年12月21日に東海財務局長に提出。

() 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書

平成30年11月8日に東海財務局長に提出。

() 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書

平成30年11月26日に東海財務局長に提出。

国分中部

該当事項はありません。

(訂正後)

トークン

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日(平成30年12月20日)までに、以下の臨時報告書を提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成30年12月20日に東海財務局長に提出。

国分中部

該当事項はありません。

【訂正報告書】

(訂正前)

トークン

訂正報告書(上記 トークンの平成29年12月19日付け有価証券報告書の訂正報告書)
平成30年3月27日東海財務局長に提出。

国分中部

該当事項はありません。

(訂正後)

トークン

該当事項はありません。

国分中部

該当事項はありません。

第六部 【株式公開情報】

第3 【株主の状況】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるトークンにおいては平成30年9月30日現在の、国分中部においては平成29年12月31日現在の株主の状況は以下のとおりであります。

後略

(訂正後)

当社は新設会社であるため、本訂正届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるトークンにおいては平成30年9月30日現在の、国分中部においては平成29年12月31日現在の株主の状況は以下のとおりであります。

後略

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、株式移転の手續に基づき平成31年4月1日に設立予定であるため、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領しておりません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、株式移転の手續に基づき平成31年4月1日に設立予定であるため、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。